

## 4 会議のあらまし



### 定例会・臨時会

都議会には、年4回（原則として2月、6月、9月及び12月に招集）定期的に開かれる「定例会」と、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。いずれも招集するのは知事の権限です。ただし、議長又は議員定数の4分の1以上の議員から知事に対し臨時会の招集請求があったときは、知事は20日以内に臨時会を招集しなければなりません。知事が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができます。

定例会や臨時会では、初めに会期が定められ、その期間中に本会議や委員会を開き、議案の審議・審査などの議会活動を行います。

### 本会議

全議員が出席して開かれる会議を「本会議」と言います。この会議で議会の最終的な意思決定を行います。都議会に提出された議案や、都議会としての意見表明などの可否は、すべて本会議で決められます。

会議は、原則として議員定数の半数以上の議員が出席したとき、議長の宣告により開会され、議長があらかじめ定めた議事日程に従い会議を進めます。

## 委員会

都が処理すべき分野は、広範囲にわたっており、これに伴って議会が審議する議案の件数も多くなっています。

都議会が、限られた会期中で多くの議案や請願・陳情を審議するには、本会議だけでは十分ではありません。

そのため、本会議の議決に先立って、専門的かつ詳細に審査する委員会を設置しています。

### 常任委員会

常設されている委員会で、それぞれの所管に属する事項を審査します。

現在は条例によって9つの常任委員会が設置されており、議員はこのうちどれか一つに所属しています。

### 議会運営委員会

各会派の代表者などで構成されており、議会の運営方法などについて協議しています。

### 特別委員会

必要に応じて、特定の事件を審査するため本会議の議決により、臨時に設置さ

れる委員会です。その事件の審査が終了すれば委員会は消滅します。

予算の審査を目的とする予算特別委員会や、決算を審査するための各会計及び公営企業会計の各決算特別委員会は、毎年設置されるのが通例となっています。

### 委員会の開かれた回数

(平成29年1月～12月、管内・管外視察も含む)

議会運営委員会	13回
---------	-----

常任委員会	
総務委員会	16
財政委員会	18
文教委員会	17
都市整備委員会	14
厚生委員会	16
経済・港湾委員会	21
環境・建設委員会	17
公営企業委員会	13
警察・消防委員会	12
計	144回

特別委員会	
予算特別委員会	6
各会計決算特別委員会(分科会含む)	23
公営企業会計決算特別委員会(分科会含む)	13
オリンピック・パラリンピック等推進対策特別委員会(ラグビーワールドカップ特別対策委員会含む)	9
オリンピック・パラリンピック及びラグビーワールドカップ推進対策特別委員会	7
豊洲市場移転問題特別委員会	18
豊洲市場移転問題に関する調査特別委員会	15
計	91回

合計	248回
----	------



議会運営委員会室

# 常任委員会委員一覧 (平成30年10月5日現在)

委員会名 (定数)	総務委員会 (15人)	財政委員会 (14人)	文教委員会 (14人)	都市整備委員会 (14人)
委員長	小松大祐(自)	大松あきら(公)	とや英津子(共)	本橋ひろたか(都)
副委員長	馬場信男(都) 藤井一(公)	おじま紘平(都) 早坂義弘(自)	菅野弘一(自) 田の上いくこ(都)	佐野いくお(都) 和泉なおみ(共)
理事	森口つかさ(都) 鈴木章浩(自) 木村基成(都)	池川友一(共) おときた駿(か) 石川良一(都)	内山真吾(都) 斉藤やすひろ(公) 星見てい子(共)	中山信行(公) 神林茂(自) 伊藤ゆう(都)
委員	山内れい子(無) 藤井ともり(民) 原のり子(共) 古城まさお(公) 藤井あきら(都) 奥澤高広(都) 増田一郎(都) 中屋文孝(自) とくとめ道信(共)	つじの栄作(都) 清水やすこ(都) 大場やすのぶ(自) 遠藤守(公) 秋田一郎(自) 小磯善彦(公) 山田ひろし(都) 清水ひで子(共)	斉藤れいな(都) 龍円あいり(都) 福島りえこ(都) 鳥居こうすけ(都) 古賀俊昭(自) 米倉春奈(共) のがみ純子(公) 谷村孝彦(公)	宮瀬英治(民) けいの信一(公) 西郷あゆ美(都) 滝田やすひこ(都) 両角みのる(都) 高橋信博(自) 荒木ちはる(都) 曾根はじめ(共)
(現員)	(15人)	(14人)	(14人)	(14人)

所管局	政策企画局 青少年・治安対策本部 総務局 人事委員会 選挙管理委員会 監査委員	財務局 主税局 会計管理局 収用委員会	生活文化局 オリンピック・ パラリンピック準備局 教育委員会	都市整備局
-----	--	------------------------------	---	-------

厚生委員会 (14人)	経済・港湾委員会 (14人)	環境・建設委員会 (14人)	公営企業委員会 (14人)	警察・消防委員会 (14人)
栗林のり子(公)	中山ひろゆき(都)	栗下善行(都)	川松真一朗(自)	石毛しげる(都)
白石たみお(共) 桐山ひとみ(都)	小林健二(公) 山崎一輝(自)	関野たかなり(都) 里吉ゆみ(共)	村松一希(都) 中村ひろし(民)	橘正剛(公) 山内晃(都)
小宮あんり(自) まつば多美子(公) 岡本こうき(都)	ひぐちたかあき(都) 尾崎あや子(共) 小山くにひこ(都)	上野和彦(公) 米川大二郎(都) 三宅正彦(自)	加藤雅之(公) 保坂まさひろ(都) 河野ゆりえ(共)	細谷しょうこ(都) 山口拓(民) 吉原修(自)
伊藤しょうこう(自) もり愛(都) 藤田りょうこ(共) 伊藤こういち(公) 清水孝治(自) 後藤なみ(都) 木下ふみこ(都) たきぐち学(都)	うすい浩一(公) 柴崎幹男(自) あかねくぼかよ子(都) 白戸太朗(都) 高倉良生(公) 森澤恭子(都) 三宅茂樹(自) あぜ上三和子(共)	やながせ裕文(無) 西沢けいた(民) 田村利光(自) 細田いさむ(公) 原田あきら(共) 平慶翔(都) 入江のぶこ(都) 森村隆行(都)	上田令子(か) 成清梨沙子(都) 鈴木邦和(都) 舟坂ちかお(自) 斉藤まりこ(共) 菅原直志(都) 宇田川聡史(自) 長橋桂一(公)	大山とも子(共) 東村邦浩(公) 中嶋義雄(公) 増子ひろき(都) 大津ひろ子(都) 尾崎大介(都) 高島なおき(自)
(14人)	(14人)	(14人)	(14人)	(13人)

福祉保健局 病院経営本部	産業労働局 中央卸売市場 港湾局 労働委員会	環境局 建設局	交通局 水道局 下水道局	公安委員会 (警視庁) 東京消防庁
-----------------	---------------------------------	------------	--------------------	-------------------------

## 議案の成立まで

定められた手続を経て議会に提出された議案は、通常、委員会で審査され、その結果を参考にして、本会議で議決されます。

### 提出

議案には、知事が提出するものと議員が提出するものと、委員会が提出するものがあります。議員が提出するのは、意見書、決議などを除き、議員定数の12分の1以上の賛成者が必要です。委員会が提出するものは、委員長名をもって提出されます。

提出された議案は、本会議で内容や提案した理由について提出者から説明されます。

なお、委員会が議案を提出できるようになったのは、平成18年の地方自治法の改正によるものです。

### 審議

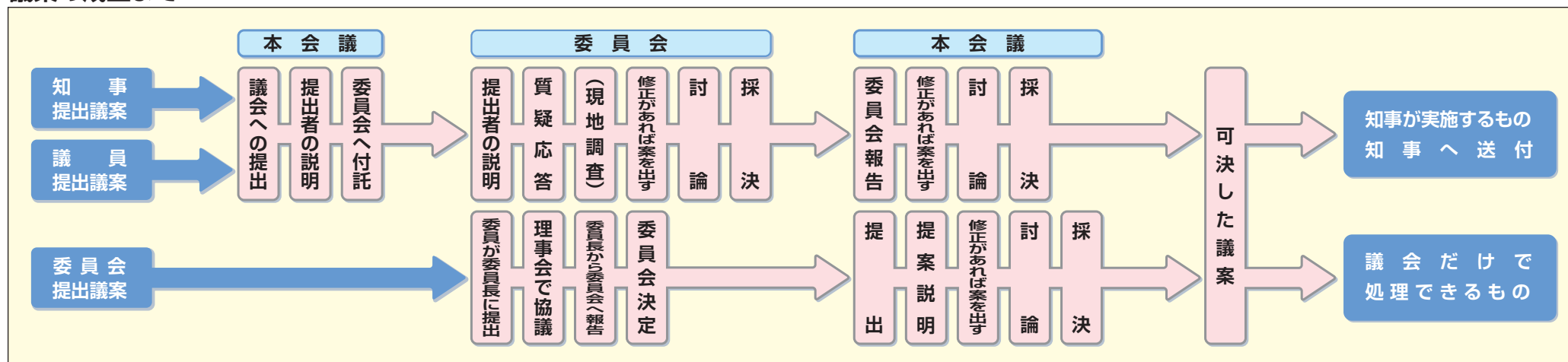
議案の内容などに関する審査は、原則として常任委員会に任せられます。(付託と呼ばれます。)。ただし、特に急ぐ必要のあるもの等は、委員会審査を省略して本会議で議決することもあります。委員会での審査が終わったときは、委員長から議長に審査結果が報告されます。



### 議決

各委員会での審査結果が出ると、本会議でその審査結果を参考にしながら、議案を議決します。その結果、可決されれば議案が成立します。

## 議案の成立まで



## 会議を運営する上での原則

会議を開き議案を審議する上で、民主的かつ円滑で効率的な運営を図るため、いろいろな原則があります。

### 定足数の原則

定足数とは、会議を開いたり、議決するに当たって必要とされる出席議員の数のことです。通常は、議員定数の半数以上となっています。特別な場合を除き、定足数を欠いた議決は無効です。

### 過半数の原則

議事は、原則として出席議員の過半数で決めます。議長は表決に加わることができませんが、賛成と反対が同数のときは、議長が決定します。

### 会議公開の原則

会議は、原則として公開することになっています。このことから、一定のルールの下、傍聴、報道(新聞、テレビなど)の自由を認め、会議記録を公表しています。

例外として、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会として非公開にすることができます。

委員会は公開が法律で義務付けられているわけではありませんが、都議会では本会議と同じように公開しています。ただし、委員会室の広さにより、傍聴できる人数が異なります。

### 会期不継続の原則

議会は、各会期ごとに独立して活動しています。したがって、その会期中に議決に至らなかった事件は、会期の終了とともに消滅(廃案)となります。しかし、この例外として、議決により委員会での継続審査が認められます。

### 一事不再議の原則

議会で議決された事件は、原則として同一会期中に再び提出することができません。これも会議を能率的に運営していく上で重要な原則です。